

27監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年12月25日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月12日

福岡市監査委員 石 田 正 明
 同 宮 本 秀 国
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

26監査公表第11号（平成26年9月25日付 福岡市公報第6147号 公表）分・・・5件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

26 監査公表第 11 号（平成 26 年 9 月 25 日付 福岡市公報第 6147 号 公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>資金前渡者は、単に前渡金を出納保管するだけでなく、前渡金の請求から正当債権者への支払い、精算に至る一切の行為を職務としており、資金前渡をした時は、福岡市会計規則第53条(資金前渡の精算等)及び資金前渡事務の手引きに基づき必ず精算を行う必要があり、支払いができなかった場合においてもすみやかに精算し戻入しなければならない。しかしながら、平成25年度の還付金の資金前渡事務において、相手方に度々連絡はしていたが、支払いができなかったにもかかわらず、当該還付金は資金前渡者口座に入金されたままの状態、現金出納簿についても残高として記帳されたまま翌月以降繰越されており、精算戻入処理がされていなかった。</p> <p>今後、資金前渡金にかかる事務処理については、福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正に行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(情報公開室)</p>	<p>資金前渡事務の適正な事務処理については、今後、還付の手続きが必要となった場合は、口座振込を原則とし、資金前渡による事務処理のリスク軽減に努めることとした。また、平成26年6月20日、所属職員に対して、資金前渡事務の根拠条文を確認させる等の方法により資金前渡金に係る制度の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成26年8月6日、総務企画局長から局内の全所属長に対して、適正な支出事務処理を行う旨の通知を行った。</p>

(2) 港湾局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>自動車借上料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>自動車借上料(タクシー)の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成24年度の自動車借上料の支出において、完了の確認日から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>今後、自動車借上料の支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(計画課)</p>	<p>自動車借上料の支出については、履行確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者から請求書が提出されない場合は、債権者に対して催促を行い、確実な請求を促すよう、平成26年6月に課内会議を開催し所属職員に周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 港湾局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 残土処理(ダンプトラック運搬)の積算を適正に行うべきもの</p> <p>須崎ふ頭地区臨港道路(港那B-17)道路補修工事[No.6]</p> <p>(契約金額 7,086万7,650円)</p> <p>本工事は道路の老朽化に伴う道路補修工事である。</p> <p>掘削工事により発生した残土については、指定処分場へ搬入し処分を行うものとして、ダンプトラックによる運搬費を計上していた。</p> <p>しかしながら、その積算において、積算システムに入力する際に運搬距離を誤って入力した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持課)</p>	<p>平成26年10月31日付で積算時のチェックリストに「残土運搬距離」についての項目を追加し、チェック体制の強化に関する周知徹底を図った。また、積算にあたっては、積算システムに誤って入力しないよう、所属職員に対して課内会議で周知徹底を行った。</p>
<p>B 積算基準の適用を適正に行うべきもの</p> <p>平成24年度 西戸崎地区護岸築造工事</p>	<p>平成26年10月31日付で港湾局で策定している「土木工事積算運用基準」において、工種別の適用基準書を明確化する改</p>

<p>[No. 7]</p> <p>(契約金額 5,945万1,000円)</p> <p>本工事は西戸崎地区における老朽化の著しい護岸の改良工事である。</p> <p>本工事の直接工事費については、主たる工種を国土交通省港湾局の港湾請負工事積算基準を適用し積算を行い、間接工事費については福岡市の土木工事標準積算基準書を適用し積算を行っていた。</p> <p>しかしながら、直接工事費と間接工事費は同じ基準を適用すべきであり、別々の基準を適用したことは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な積算基準の適用に努められたい。</p> <p>(工務課)</p>	<p>訂を行い周知を行った。また、技術研修の実施により積算体系について周知徹底を図った。</p>
---	--

(2) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 土工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>九大病院前地下通路建設工事その1 [No. 25]</p> <p>(契約金額 2億6,649万円)</p> <p>本工事は地下鉄箱崎線「馬出九大病院前」駅と九州大学病院間にバリアフリー地下通路を整備する建設工事である。</p> <p>掘削工事で発生する土砂については、直接ダンプトラックに積込んで指定処分場に運搬し処分することとしているが、夜間工事で発生した土砂については、指定処分場が夜間に稼働していないため、現場内に一時仮置きをして、昼間に別途バックホウでダンプトラックに積込んで指定処分場に運搬し処分することとしていた。</p> <p>しかしながら、その積算において、昼間の掘削工事では土砂を直接積込むにもかかわらず、別途バックホウによる積込費を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、置き換え工の積算においては、割増しを含む材料費、敷均し及び締固めに要</p>	<p>積算業務については、積算基準に基づき適正な積算を行うよう平成26年8月及び11月に研修を行い、周知徹底を図った。また、同じ誤りをしないよう、工事の積算設計に関するチェックリストを作成するとともに、設計担当、精査担当及び係長において、それぞれが同チェックリストを用いて確認するようにし、チェック体制を強化した。(平成26年10月の起工時より実施)</p>

<p>する作業費用を計上する必要があるにもかかわらず、材料費の割増し及び敷均し作業費が未計上であった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(技術課)</p>	
<p>B 運搬費の積算を適正に行うべきもの 九大病院前地下通路建設工事その1 [No. 25]</p> <p>(契約金額 2億6,649万円)</p> <p>本工事は地下鉄箱崎線「馬出九大病院前」駅と九州大学病院間にバリアフリー地下通路を整備する建設工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、質量20 t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では質量が20 t以上となる建設機械を使用することから運搬費等を計上する必要があるにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(技術課)</p>	<p>積算業務については、積算基準に基づき適正な積算を行うよう平成26年8月及び11月に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、同じ誤りをしないよう、工事の積算設計に関するチェックリストを作成するとともに、設計担当、精査担当及び係長において、それぞれが同チェックリストを用いて確認するようにし、チェック体制を強化した。(平成26年10月の起工時より実施)</p>
<p>C 鋼材費の積算を適正に行うべきもの 九大病院前地下通路建設工事その1 [No. 25]</p> <p>(契約金額 2億6,649万円)</p> <p>本工事は地下鉄箱崎線「馬出九大病院前」駅と九州大学病院間にバリアフリー地下通路を整備する建設工事である。</p> <p>当初より工事用仮設材(H形鋼)1本もの内、一部を撤去しないものとして設計した場合の鋼材費については、撤去しない埋設部は市中購入価格の90%を計上し、切断後の撤去部は市中購入価格の80%を計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、地中連続壁工における鋼材費の積算において、誤って埋設部は市中購入価格の80%、撤去部は市中購入価格の</p>	<p>積算業務については、積算基準に基づき適正な積算を行うよう平成26年8月及び11月に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、同じ誤りをしないよう、工事の積算設計に関するチェックリストを作成するとともに、設計担当、精査担当及び係長において、それぞれが同チェックリストを用いて確認するようにし、チェック体制を強化した。(平成26年10月の起工時より実施)</p>

90%を計上し、さらに撤去後の鋼材を有価処分するものとして、スクラップ単価を減額（控除）して積算を行った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(技術課)